

○裾野市高齢者バス・タクシー利用助成事業実施要綱

平成22年9月3日

告示第124号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が利用する路線バス及びタクシーの利用料金の一部を予算の範囲内において助成することにより、高齢者の生活圏の拡大及び社会参加の促進並びに路線バス及びタクシーの利用者の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業を営む者であって市内にバス停留所を有するもののうちから市長が指定したものが運行するバス(高速路線バスを除く。)をいう。

(2) タクシー 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般旅客自動車運送業を営む法人であって市内に本社のあるもののうちから市長が指定したものが運行するタクシーをいう。

(対象者)

第3条 この要綱により路線バス及びタクシーの利用料金の助成を受けることができる者は、市内に居住する者であって、助成を受ける年度の前年度の末日において満70歳以上であるものとする。

(助成の申請等)

第4条 路線バス及びタクシーの利用料金の助成を受けようとする者は、高齢者バス・タクシー利用助成券交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象者と認めるときは、裾野市高齢者バス・タクシー利用助成券(以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(助成の申込み)

第4条の2 市は、前条の規定にかかわらず、前条第2項に規定する助成券の交付を受けた者(第8条に規定する事由に該当するもの及び次項に規定する助成の拒否を申し出たものは除く。)に対し、毎年度、助成の申込みを行う。

2 前項による助成対象者は、助成の申込みを受けた際、高齢者バス・タクシー利用助成券

交付拒否の届出書(様式第3号)による助成の拒否を申し出ることができる。

- 3 市長は、別に定める期日までに前項の届出がないときは、速やかに助成券を交付するものとする。

(助成の額等)

第5条 路線バス及びタクシーの利用料金の助成額は、助成券1枚につき100円とする。

- 2 助成券は予算の範囲内で交付するものとし、申請者1人につき1年度当たり20枚とする。
- 3 助成券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度の末日とする。
- 4 助成券の再交付はしないものとする。

(助成券の使用)

第6条 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)が路線バス又はタクシーを利用したときは、助成券を乗務員に提出するものとし、利用者が支払うべき乗車運賃額から当該助成券の額面金額を控除した額を支払うものとする。

- 2 助成券は、1回の乗車につき2枚まで使用することができる。
- 3 助成券は、通常の乗車運賃の総額を現金で支払う場合に限り使用することができるものとし、乗車運賃額の割引制度を適用し、又はその一部を現金以外の方法により支払う場合は、使用することができない。
- 4 路線バス又はタクシーの利用の際に使用された助成券の額面金額の合計額が、当該助成前の路線バス又はタクシーの乗車運賃額を上回るときは、路線バス又はタクシー事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 5 助成券は、路線バス又はタクシーの発着のどちらかが裾野市内であるものに限り使用することができるものとする。
- 6 助成券は、裾野市高齢者運転免許証返納支援バス・タクシー利用助成券と併用することができるものとする。

(助成金の支払)

第7条 前条の規定により助成券を受領した事業者は、毎月末において当該月中に受領した助成券を取りまとめ、高齢者バス・タクシー利用助成事業請求書(様式第2号)に添付し、翌月10日までに市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。

(助成券の返還)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成券を返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 市内に居住しなくなったとき。
- (不正使用の禁止)

第9条 利用者は、助成券を他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(助成額の返還)

第10条 市長は、利用者が不正な行為により助成券を使用したときは、助成額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月18日から施行する。

附 則(平成24年告示第108号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第19号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第56号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年告示第59号)

この告示は、公示の日から施行する。